

第13回大垣市景観遺産審議会 会議録

<p>日時：平成25年5月16日（木） 午前10時から午前11時45分</p> <p>場所：大垣市役所 本庁舎2階 第1会議室</p> <p>議題：大垣市景観遺産の指定について ほか</p> <p>出席委員（敬称略） 溝口 正人（会長）、鈴木 隆雄、杉原 重明、森川 賢治 【計4名】</p> <p>欠席委員（敬称略） 高木 朗義（会長代理） 【計1名】</p> <p>市及び事務局 北村 弘司（都市計画課長） 渡部 直樹（都市計画課主幹） 高木 康洋（都市計画課景観整備グループ） 森本 早由里（都市計画課景観整備グループ） 臼井 みか（文化振興課文化財保護・活用推進グループ） 【計5名】</p>	
事務局	<p>※開会にあたって（会長へ議事進行をお願いするまでの間、議事を進行）</p> <p>＜議事進行については、大垣市景観条例施行規則第39条第2項の規定により、会長が会務を総理することとなっているため、以降の議事は会長が執り行う。＞</p>
会 長	<p>※本日の審議会は、大垣市景観遺産の指定に関する審議となり、大垣市情報公開条例第6条に定める非公開情報についても審議することになるため、前回と同様に非公開とすることを報告</p> <p>※議事録署名者として鈴木委員を指名</p> <p>※議案として、「大垣市景観遺産の指定について」を議題とすることを報告</p> <p>※事務局に対し、議事（2）①「景観遺産指定候補物件の選定について」の説明を要請</p>
事務局	<p>※景観遺産指定候補物件の選定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料2-1】により現地確認調査の集計結果を説明（物件ごとの評価、単独・群指定等の意向） ・【資料2-2】により集計結果の考え方や過去の審議経緯等を説明（市指定の重要文化財、「くくり」の取り扱い）

<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。景観遺産指定候補物件の選定に関する現地確認調査の集計結果等について、事務局より報告していただきました。</p> <p>この結果を参考にしながら、景観遺産指定候補物件の選定について審議して参りたいと思います。</p> <p>今までの経緯等につきましては、資料2-2に基づきまして、事務局で整理していただきました。資料2-1に記載のある結果ですが、今までのいろいろな点から分類をすることで、すぐさまこれが決定ということや拘束力を持つものではありませんので、そういう前提でご意見いただければと思います。</p> <p>個別の議論に入る前に、全体としての問題点等もありますでしょうから、そのあたりについて簡単にご意見をいただければと思います。先生、いかがでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>知らない事が多かったというのが一点と、もう一点は、改めて見直してみると検討に値するものがありました。【個人情報等に関する発言のため非公開】ですが、そういう誰も知らない所があって、私自身は除外（×）にしたのですが、本当に地域の方が関心をもってみえるのだと思いました。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。先生、いかがでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>特にありません。</p>
<p>会 長</p>	<p>先生、いかがでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>回答させていただいたとおりです。</p>
<p>会 長</p>	<p>今日ご欠席の委員からのご意見にもありますように、事務局でまとめていただいた審議案件や除外案件の中で評価がばらついた点があり、非常に判断が難しかったのだと思います。最初は誰が見ても良いものということになるのですが、回を重ねますと価値付けと言いますか、そのものが景観遺産としてどう位置付けられるかということも加わるので、非常に難しいというのが私自身の個人的な感想です。</p> <p>概ね、皆様のご意見で同様の見解がいただけたものについては、事務局の仕分けを基に考えて、指定候補にする、しないとい</p>

委員	<p>うところまで整理させていただいて、それから審議案件になっているものについては、少し個別に議論を深めるべきかと思っております。特にご異論が無いようでしたら、そのように進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>まずは、指定案件で意見が一致する [REDACTED] でございます。前にも候補として挙がっていた訳ですが、こちらが除外された経緯というのは、当時の資料で、移築して復元されたということになっており、現地調査もせずに外れたもので、今回改めて審査をすることになりました。</p> <p>それから、事務局から資料の2-2で説明していただきました文化財の取り扱いについて、以前の審議会でもご意見がありましたが、文化財に指定の物件については、当初、維持管理が担保されているので対象から外すのかという議論もありましたが、資料にもありますように景観遺産に指定されている物件もあり、あくまでも景観の観点から高い価値を有するものについては景観遺産に指定すると取りまとめていただきましたので、 [REDACTED] [REDACTED] については指定案件として整理したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>除外案件として整理していただいたものが、番号で言いますと1番、4番、5番になります。</p> <p>1番については、書類審査の段階でも少し厳しいというご意見をいただいていた物件で、史跡ということでその場所の歴史的な意味はあるのですが、景観的にどうなのかというご指摘がありました。全委員から除外相当とのご意見をいただいておりますので、他にご意見等無いようでしたら、1番については、今回は除外という取り扱いでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>【個人情報等に関する発言のため非公開】</p>
委員	<p>【個人情報等に関する発言のため非公開】</p>

<p>会 長</p>	<p>先ほど参考資料でも示していただきましたが、くくりはなかなか難しく、産業遺産という面では、赤坂というのは注目すべき点はありますが、全体としてはもう少し詰めていく必要があり、現状では景観遺産としては厳しいかと思しますので、除外という取り扱いでよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会 長</p>	<p>5番の ██████████ ですが、先生が群Bとされており、また、先生にもいろいろ現地の方でご教示いただきましたが、コンクリート製の橋に大理石のプレートが入っている状況が、どこまで歴史的な価値があるとか、どう地域と関わっているかの判断が難しく、このような結果になったのかと思います。</p> <p>同様のものとしては、蛸雪橋が近代遺産として指定されていますが、このときの審議では、橋にある大垣市の市章が市制を敷いた直後の時代性をよく表しているということで高い評価を受け、景観遺産に指定された経緯があります。今後、設計者とか意匠を決めた人がどういう人で、どのような経緯で整備されたのか、歴史を知るうえでは整理されるべきで、現地でもそのような議論が挙がっていたと思います。</p> <p>今回は、単体であの橋だけでは難しいということで、除外という取り扱いでよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会 長</p>	<p>残りのものに関しましては、群としての取り扱いの問題が関係してくると思います。これについては、2番、3番、6番、7番、8番、9番、11番がありますが、【個人情報等に関する発言のため非公開】については、まとめて議論をするということで、上から順番に審議をして参りたいと思います。</p> <p>【個人情報等に関する発言のため非公開】については、私だけが除外(×)を付けており、異なる意見を挙げた者が説明しないといけないのですが、既に史跡に指定されており保存されるのは間違いのないもので、それが景観としてはどうかということで、除外(×)と言いますか保留(△)なのかもしれませんが、そのように現地で思ったのが正直なところです。並んでいる状態が山里の中ということで、景観として積極的に捉えるのかどうか、その辺りが整理されれば景観遺産とすることもあるでしょうし、そういうことで除外(×)を付けさせていただきました。</p>

	<p>くくりとの関係で、【個人情報等に関する発言のため非公開】 があってということなのではないでしょうか。先生、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>【個人情報等に関する発言のため非公開】</p>
会長	<p>市指定の史跡ですが、先ほどの事務局の説明の中で、史跡で指定されているものの取り扱いをどうするのかということがありましたが、先生、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>【個人情報等に関する発言のため非公開】</p>
会長	<p>私が除外（×）を付けたのは、【個人情報等に関する発言のため非公開】ですが、それを積極的に評価していくと、景観遺産として現状をすごく評価しているように捉えられるのがどうなのかという判断です。</p>
委員	<p>【個人情報等に関する発言のため非公開】</p>
会長	<p>【個人情報等に関する発言のため非公開】が、あれだけの数がある訳ですから、非常に価値があることは分かります。前向きに捉えんとするならば、景観遺産に指定させていただくのですが、所見のところ、より一層景観に配慮した整備があると好ましい、というような意見を付けた方が良いのでは、個人的にはそう思っています。</p> <p>先生の群Bというのも、おそらく周辺も含めて全体で見ると、そういった周りの分脈と言いますか、そういったものがある中で、そこに散在していたものを集めてということなので、そのようにコメントいただいたのだらうと思います。</p> <p>先生、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>【個人情報等に関する発言のため非公開】</p>
委員	<p>【個人情報等に関する発言のため非公開】</p>
会長	<p>【個人情報等に関する発言のため非公開】</p>
委員	<p>【個人情報等に関する発言のため非公開】ことは良いことで、一見ただけでは分かりませんが、価値があるものだとは思いますが、ただし、景観としてはという思いはあります。</p>

委員	以前はたくさんあったのですが、難しいですね。景観という視点から見ると、少し物足りないというか寂しい気がします。
会長	景観遺産になって、整備にたくさんお金がつくというような制度ではないですね。前向きに指定しても特に問題はないのでしょうか。文化財の指定になりますと、自治体が責任をもって維持管理するという、非常に強い責任があります。
事務局	【個人情報等に関する発言のため非公開】なものは対象外になりますので、難しいと思います。
会長	積極的に評価できる場所があればという審議の中で、そういう取り扱いをしても問題は生じないのかもしれませんが。
事務局	先生方のご意見にもありましたように、文化財的な価値は当然ありますが、景観というスケールでは難しいのかもしれませんが。【個人情報等に関する発言のため非公開】を探し出した中で、そういうものと群として構成できれば、景観として良いのでしょうか。
会長	日本人的な発想ですと、保留ということになるのでしょうか。【個人情報等に関する発言のため非公開】があって、その辺りも含めて史跡としての構成要件に入っているのでしょうか。
事務局	この周りが埋蔵文化財の包蔵地にもなっていると思うので、そちらのことを、先ほど先生が言われましたが、いろいろなものが出てくる地域ということだと思います。
会長	【個人情報等に関する発言のため非公開】
事務局	【個人情報等に関する発言のため非公開】
会長	【個人情報等に関する発言のため非公開】
事務局	【個人情報等に関する発言のため非公開】
委員	今はあまり残っていませんが、歴史は古いです。景観としては少し物足りない気もしますが。

<p>会 長</p>	<p>指定するとなると、こういう面で景観的な価値が高いということを書き込んでおかないと、いろいろな意見が出るかもしれません。あと気になったのは、他の類例と言いますか、【個人情報等に関する発言のため非公開】として見たときに、審議の中でどうかというところもあるでしょうし、なかなか難しいのですが、少し厳しいかと思います。</p> <p>史跡として既に網が掛かっていて、今回の景観遺産を逃すと価値が維持されることが担保されないという訳ではないでしょうし、今後、いくつか掘り起こしが進む中で、価値付けみたいなのをもう少し見たいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>【個人情報等に関する発言のため非公開】</p>
<p>会 長</p>	<p>文化財ですと、先に目に付いてスポットライトが当たったものが得だというところがありまして、国の指定では、先にスポットライトが当たったものが指定になりますと、同じレベルのもの、同じ年代、同じ様式でも国から外れてしまうことがあって、最初にこういったものを指定するときには、ある程度先のことを見ていかないといけないと思います。</p> <p>それでは、今後、その辺りの整理、価値付けが整うという前提で、今回は除外とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会 長</p>	<p>【個人情報等に関する発言のため非公開】ですが、3人が群Bで、2人が除外(X)ということで、少し難しかったですね。先ほどの話にも少し関係しますが、【個人情報等に関する発言のため非公開】と言いますか、そういう面ではすごく雰囲気のある所で、建物群としては、ある意味非常に典型的な界隈を形成しています。</p>
<p>委 員</p>	<p>もうほとんど無くなっています。住宅として使われているかという、維持管理が大変で、若い人は新しい家に入ってしまって、あと少し経つと無くなってしまうのでしょうか。【個人情報等に関する発言のため非公開】ということにもなるでしょうし。</p>
<p>会 長</p>	<p>全体としては、界隈の雰囲気はすごくありますが、事務局から</p>

	<p>資料2-2で説明していただいたとおり、個別案件としていくつか挙がってきた、船町とか赤坂とか一連の所で問題になった、個別で非常に特筆すべき案件、【個人情報等に関する発言のため非公開】といったように、非常に核となるものについては、個別に指定していくという面では、現地では厳しかったと思います。</p> <p>もう少し積極的に取り上げたいのですが、地域の群としての価値付けと今後の方向性を見極めるという意味で、今回は除外という取り扱いでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>6番の■■■■■ですが、単体、群の両面から審議ということで、これは大垣城の城郭に含めて景観的に形成する要素として群として扱うか、建物の価値を認めて単体で景観遺産としていくかという二つの議論ですかね。群Bとして、先生が評価してみえますが、個別では少し弱いのではないかとということでしょうか。先生は保留ということですが、現地をご覧になられていかがでしょうか。</p>
委員	<p>今のお話にもありましたように、大垣城との関わりでもっていくか、単体でもっていくか、群のAになるかBになるかは分かりませんが、何とか活かしたいという気持ちはあります。</p>
会長	<p>景観遺産に関わらせていただいて、地元の方々の今までの記憶とか、そういうものにどう根付いているかというところは、親和性とか郷土性でしょうか、例えば、【個人情報等に関する発言のため非公開】というような、ある種地域のシンボルなのだというのを非常に感じましたし、■■■■■も、やはりハリヨということで、非常に市民に身近なものだと感じました。</p> <p>建造物としては、■■■■■はある時期に全国で整備された時代性を表す建物で、残っているものが少ないので、文化財的建造物としての価値は高いということをご説明させていただきましたが、それよりも景観としてどうかということで、群Bというご評価をいただいたのでしょうか。先生、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>移築されているとはいえ、すぐ北側にある石碑とセットになっているところが良いと思います。それと背景の天守ですが、大垣藩は文教と言われますが、剣術の非常に優れた藩でしたので、そういう意味では大垣城とのセットということも考えられるの</p>

	<p>ですが、大垣城は既に指定されておりますので、その辺りをどうするのか、敢えて関連のものでまとめるのかというところでしょうか。</p>
会 長	<p>市としては、今のところ取り扱いについては決まっていないということでしょうか。</p>
事務局	<p>現状の維持ということで、使用はできません。耐震診断の結果により、形は残しますが使用はできない状況ですので、例えば、大垣城の枠の中で、関連施設として、天守及び付帯施設と■■■■という形で補助項目に加えて、パンフレットの中では、大垣城内には天守のほか櫓、門、■■■■などがありますというような説明を入れて、くくりという形は出来ると思います。</p>
会 長	<p>概ね、堂々として風格もあるという先生のご意見から群Bぐらいの評価ですので、今後、何も綱が掛からないというよりは、あそこにあって皆さんが道場に通われたという生活の記憶とか、そういうことを顕彰するという意味も含め、景観遺産の大垣城に加える形で答申するという取り扱いでよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
会 長	<p>現地でも話題になりましたが、明治以降の和風の建物についての調査は、今年度から3か年でしたでしょうか。</p>
事務局	<p>今年から3年です。</p>
会 長	<p>今年から3年かけて、岐阜県下の近代の和風の建物、こういった■■■■や社寺仏閣も含めての総合調査が実施されます。随分前に近代化遺産の調査がありまして、揖斐川の鉄橋が重要文化財に指定されて、そういった国の重要文化財の指定を睨んだ総合調査が始まりますので、景観上での位置付けという意味でも相乗効果があると思います。</p> <p>それでは■■■■については、大垣城とのくくりで取り扱うという形にしたいと思います。</p> <p>7番と9番ですが、併せるか併せないかも含めて議論させていただきたいと思います。</p> <p>【個人情報等に関する発言のため非公開】</p>

委員	【個人情報等に関する発言のため非公開】
会長	その辺りについては、【個人情報等に関する発言のため非公開】 というのは、まだそこまでは広げた概念ではくくってないです ね。
事務局	風景資産ではなくて、歴史文化遺産です。【個人情報等に関する 発言のため非公開】ということで、風景資産にはなっていない です。
会長	先ほどの参考資料でも挙げていただきましたが、広がりが大分 ありますよね。
事務局	【個人情報等に関する発言のため非公開】まで約1 km ありま す。
会長	大分離れていますね。
委員	群としては広すぎますよね。
会長	そうですね。船町辺りですと何となく地図上にエリアで示して ありますが、そこまでいくと、【個人情報等に関する発言のため 非公開】にそのままくくるという訳にはいかないのでしょうか。 先生、どうでしょうか。
委員	無理があるのではないのでしょうか。無理にくくるとすれば、【個 人情報等に関する発言のため非公開】は難しいと思います。
会長	【個人情報等に関する発言のため非公開】
委員	【個人情報等に関する発言のため非公開】と絡めなくても、単 独でも良いと思います。無理にくくればということで、単独でも 十分だと思います。
会長	【個人情報等に関する発言のため非公開】
委員	単体では難しいかと思いますので、群であればと思います。
会長	群でくくるのであれば、【個人情報等に関する発言のため非公

	<p>開】が造られていて、集落の近世以前からの発展の歴史をよく示していますが、くくるには1 km を超えています。</p>
委員	<p>【個人情報等に関する発言のため非公開】</p>
会長	<p>【個人情報等に関する発言のため非公開】につきましては単独で景観遺産、【個人情報等に関する発言のため非公開】という形で風景資産として取り扱うということによろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>8番の ██████████ ですが、見事に意見が分かれたのですが、事前にお調べいただいた中では、あの辺りは基本的に、地籍図から田んぼも含めて変わっていないということなのでしょうね。</p>
事務局	<p>その後、【個人情報等に関する発言のため非公開】に聞き取りをしたのですが、歴史的背景や謂れ、地域の関わりが不明で、そういったものがあれば、また変わるのではとっていたのですが。</p>
会長	<p>あれだけのもので、地域で謂れ、因縁が残っていないのは少し意外な感じがします。何とかの大水が出て村人総出で積んだとか、そういうストーリーが浮かんでくると思っていたのですが、そうでもないんですね。</p>
事務局	<p>明治の初めにはあったという話とか、その手前の水田についても昔から変わっていないという話は聞けるのですが、そもそも、いつ、誰が、何のために、というあたりが分からない状況でございます。</p>
会長	<p>私も先生も、謂れ、因縁がというような評価をしておりますので、それが分からないと歴史文化遺産としては評価しづらいですし、風景資産としてどうかということになりますが、先生、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>その辺りの経緯が、どうしても残っていないのか考えてしまいますが、強制労働とかがあったとかでしょうか。</p>

委員	何かあると思うのですが、そこで水害があったからとか。
事務局	事務局で上石津町史は確認したのですが、そのような記録は出てこなくて、町史に出てこないということは、それらしい文献も編纂当時には無かったのではないかと思います。もう少し時間をかけて調査のうえ再検討という形でしょうか。
会長	除外といっても、その辺りは今までのものと少し違って、もう少し様子を見ないといけないのでしょうかね。でも、非常に不思議ですね。あれだけのものが何も残っていないのは。
委員	明治の初めには、もうあったということですか。
会長	字絵図にはそのように挙がっているのでしょうか。
事務局	見に行っていたいただいた現状のとおりで、田んぼの区分もほとんど同じです。
会長	プラスの意味で本当に謎ではありますが、 XXXXXXXXXX に関しては、継続して委員の先生方も気に留めていただいて、その辺りがはっきりすると、土木遺産としては非常に面白い物件でありますし、先ほど周辺の石仏の話もありましたが、歴史的なタイムスパンで見ても面白いかもしれませんので、今回に関しては除外という形で取り扱いさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
会長	【個人情報等に関する発言のため非公開】
委員	【個人情報等に関する発言のため非公開】
会長	現地で事務局からも説明していただきましたが、この辺りの景観をどうするのかということも含めて、全く視野に入っていないという訳ではないというお話だったでしょうか。
事務局	【個人情報等に関する発言のため非公開】
会長	二度ここに挙がってくるということは、地域の方やそこをご存

	<p>知の方に、景観上の高い評価をいただいているということだと思います。幸い都市計画の分野で同じものを取り扱っていただける部署、まちづくりのことも関与していただけるということで、この審議会からは、二度拳がってきているということは重く受けとめて、都市計画行政として景観形成に十分配慮した方向付けをしていただきたいという要望を出して、今回は除外という取り扱いにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
会長	※事務局に対し、議事(2)②「景観遺産の指定について(答申案)」の説明を要請
事務局	<p>※景観遺産の指定について(答申案)【資料3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・答申書(案)の概要説明 ・事務局からの依頼事項として、指定名称、種類等の審議のほか、答申書の最終的な内容についての会長と事務局への一任
会長	ありがとうございました。今の取り扱いの点については、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。
委員	(意見・質問なし)
会長	<p>それでは、答申物件のおさらいをさせていただきたいと思ます。</p> <p>答申物件としては、新指定が【個人情報等に関する発言のため非公開】、10番の■■■■■、それから6番の■■■■■については、大垣城に新たに指定構成要件として含めるということでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>指定変更物件については、名称の欄を「大垣城」とさせていただいて、備考欄に「補助項目として■■■■■を含める」という形で記載したいと思ます。</p> <p>新規指定ですが3件で、名称として【個人情報等に関する発言のため非公開】と付けた方がよろしいでしょうか。</p>
会長	先生、いかがでしょうか。
委員	景観として、あった方が良くないでしょうか。

会 長	【個人情報等に関する発言のため非公開】
事務局	種類は歴史文化遺産、次が【個人情報等に関する発言のため非公開】で風景資産、3つ目が■■■■■■ですが、こちらは■■■■■■とか加えた方がよろしいでしょうか。
会 長	これは加えた方がよろしいのではないのでしょうか。前回外れたのも、■■■■■■というと何か分かりづらいですし、地元の方も含めて■■■■■■という認識が高いと思いますので、これは加えていただく形でお願いします。
事務局	■■■■■■で歴史文化遺産として指定ということでもよろしいでしょうか。
会 長	よろしいでしょうか。
委 員	(異議なし)
会 長	ありがとうございました。それでは、今回の指定候補物件としては、ただ今事務局から説明をしていただきました、新規指定物件が3件、指定変更に基づく物件が1件という形になります。
事務局	先ほどからお話のありました【個人情報等に関する発言のため非公開】ですが、資料3の答申書に尚書きとか入れた方が良いでしょうか。
会 長	資料3の末尾に議論の経緯として、今後継続して検討していただきたいというのは、入れた方が良いでしょうか。
事務局	例えばですが、【個人情報等に関する発言のため非公開】とかでしょうか。
会 長	表書きに関しては、「なお、今回指定に至らなかった物件について、価値付け、価値の維持等見守る物件があり、注目すべきものがあつたので、今後も継続的に調査等を進めていただきたい。」というような感じでしょうか。表書きに物件名を入れてしまうのはどうかと思いますので、例えば、別紙の下の欄に「継続調査要望物件」とか加えてはどうでしょうか。

事務局	また、先生と調整のうえ、最終案を作らせていただくということによろしいでしょうか。
会 長	大体、今打ち合わせさせていただいたとおり、資料3と別紙につきましては、文言等の調整をさせていただきますが、事務局と私に一任させていただくということによろしいでしょうか。
委 員	(異議なし)
会 長	※事務局に対し、議事(3)「その他」の「今後のスケジュールについて」の説明を要請
事務局	※今後のスケジュールについて【資料4】 ・指定までのスケジュールについて説明
会 長	ありがとうございました。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。
委 員	(意見・質問なし)
会 長	ありがとうございました。本日予定されている議案は以上でございます。事務局にお返しします。
事務局	長時間にわたりご審議をいただきましてありがとうございました。 これもちまして本日の審議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。
	(終了時刻 午前11:45)
配布資料 一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・大垣市景観遺産審議会委員名簿【資料1】 ・現地確認調査物件(集計結果)【資料2-1】 ・集計結果についての基本的な考え方【資料2-2】 ・大垣市景観遺産の指定について(答申案)【資料3】 ・今後のスケジュール(案)【資料4】